

令和5年度 外国人児童生徒支援員について

名張市教育委員会

1 趣旨

名張市の公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れに際して、当該児童生徒が安心して学びを継続できるよう、学校や日本語指導員等と連携し、いち早く日本の学校で安心して生活できるよう支援体制を構築する。

2 支援内容

外国人児童生徒受け入れ学校へ「外国人児童生徒支援員」を配置し、活動費を支払う。

3 「外国人児童生徒支援員」の役割

- ・ 外国人児童生徒の生活支援
- ・ 外国人児童生徒の学習支援
- ・ 保護者懇談会での通訳
- ・ 配布文書の翻訳 等

4 活動期間 令和5年4月1日より令和6年3月25日までの間

5 活動費等 1,000円/日 別途交通費支給

6 人員の配置

- ・ 学校は、「外国人児童生徒支援員登録書」と「外国人児童生徒支援員配置希望申請書」を、教育委員会へ提出する。
- ・ 教育委員会は、「外国人児童生徒支援員登録書」及び「外国人児童生徒支援員配置希望申請書」について協議し、配置の決定を行い、外国人児童生徒支援員を委嘱する。
- ・ 教育委員会は、外国人児童生徒支援員に委嘱状を交付する。
- ・ 市の予算内での活用が可能である。

7 その他

- ・ 活動費等については、月ごとに精算する。
- ・ 学校は、支援員が押印した「活動日数報告書」を月末に教育委員会に提出する。ただし、3月のみ27日までに提出する。
- ・ 活用されなかった月は、月末にその旨を教育委員会へ連絡する。
- ・ 支援員の活動については、「学校災害賠償保障保険」の適応を受ける。